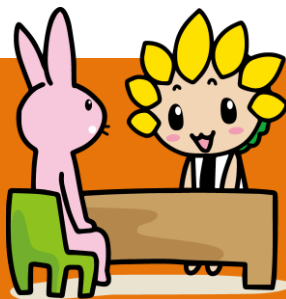


養育費の取決めを、 「書面」にして、将来に備える。

公正証書・調停調書・確定判決などの債務名義の作成費用を補助します。



制度の概要

ひとり親の方が、養育費の支払いに関する取決めを公正証書等の債務名義にするために要した費用を補助します。申請時には、作成した債務名義と、対象経費を支払ったことが分かる領収書等が必要です。

対象者・対象となる取決め

対象者

- ・市内に居住するひとり親
- ・児童扶養手当を受給している者、
または同等の所得水準にあると市長が認める者
- ・養育費の取決めに関する経費を負担している者
- ・養育費の取決めに関する債務名義を有している者

対象となる取決め

養育費の取決めに関する債務名義を有していること。例：強制執行認諾文言付き公正証書、調停調書、確定判決など。

※過去に同一の児童を対象として、他自治体含め、同様の内容の補助金を受けておらず、交付を受ける予定もないこと。
また、債務名義を作成した日の翌日から起算して1年以内に申請することが条件となります。

補助対象経費・補助額

- 公証手数料令に規定する手数料（養育費に関する部分のみ）
- 家庭裁判所の調停申立て・訴訟に要する収入印紙代
- 家庭裁判所または公証役場に提出する戸籍謄本等の取得費用
- 家庭裁判所または公証役場に提出する郵便切手代

上限 40,000円

申請時に必要な書類

1 対象者の確認

児童扶養手当証書の写し等
申請者及びその扶養する児童の戸籍謄本
世帯全員の住民票の写し

2 経費を支払ったことの確認

補助対象経費の領収書等の写し

3 養育費の取決めの確認

債務名義の写し（公正証書、調停調書、確定判決等）

申請までの流れ

① 養育費の取決め
相手方と取決め

② 債務名義を作成
公正証書・調停等

③ 費用を支払う
領収書を保管

④ 市へ申請
必要書類を提出

お問い合わせ・申請相談

座間市 こども家庭課 こども総務係 ☎ 046-252-8025 ／ 市役所2階
母子・父子自立支援員（火～金 10:15～16:30） ※申請前に市へご確認ください。